

1 開 会 情報発信課長 (10:00)

2 町長あいさつ

3 諮 問

諮問第11号「庄内町企業振興条例に基づく認定事業者への認定について」

4 会長あいさつ

伊藤会長

5 報告事項等

資料確認

6 協 議

(1) 庄内町企業振興条例に基づく認定事業者への認定について

《産業課議事説明員による説明》

Q：条例第4条関係の交付要件に従業員20人以上とあるが、この場合の従業員の概念は会社全体の人数という解釈であるか。

A：この場合は余目工場の従業員数が対象となる。余目工場においては、20人未満であるが、交付要件にあるとおり、投下固定資産総額が2,000万円以上となるため、要件を満たすものである。

Q：工場新設の際の従業員の採用状況はどのようになっているのか。

A：現在、1名の内定者があるものと聞いている。

Q：近隣住宅に対する騒音などの影響は危惧されないか。

A：当該地域は、工業団地ということもあり、他の工場なども操業しているわけだが、現在、騒音などの公害被害は出ていない状況にある。また、都市計画における工業地域の指定となっていることから、近隣住宅に対する騒音には不安がないと考えている。

Q：投下資本額が170,000千円とあるが、内訳はどうなっているのか。

A：土地・建物など全てトータルの額である。

Q：そうすると、まだ内容については決まっていないのか。

A：基礎部分については着工している模様である。県の融資資金の活用、また審査を受けているため、内容については問題ないものと思われる。

Q：まだ工場が稼動していない段階で振興審議会が意見を付し、了承してもいいものか。

A：本条例については、土地建物等について適正な評価を受けた後に、固定資産税を支払いいただき、その後相当額を補助金として交付するものであるため、稼動前でも問題はない。

Q：産業課には、このような案件を審査する委員会はないのか。

A：ありません。

Q：当該地域に保育園が設置される予定であるが、工場設置による危険性の発生など影響はないか。

A：当該地域に十和建設で運営予定の保育園が設置される予定だが、都市計画、工業地域として指定されているため、基準はクリアされるものと思われる。また、今以上の規制は不可能と思われる。

Q：旧余目町ではこの種の案件であれば振興審議会で審議し、現場の視察を実施していたが、その必要性は無いのか。

A：旧余目時代は確かに施設の完成後に視察、その後に答申といったスタイルで実施していた。

しかし、今回提出した書類や図面等での判断も可能であると思われる。

OP：振興審議会における現地視察は必要なのか。最初に事務局において条例に適合するか否かの審査を実施しているものであるため、振興審議会において適正な目的に合致した意見を出せるのか疑問である。

OP：工事途中及び完成後など数回に渡っての現地視察は必要と思われる。

OP：審査を行う目的は条例に合致するか否かではないのか。また、申請が上がってきたものについて振興審議会が視察を実施するというのも本来の目的には合致していないと思われる。

OP：この度の審査については、規則に規定がある以上、振興審議会における審査を行う必要はあるが、すべての申請について審議会が審議を行うべきか疑問が残る。この制度自体の改正や運用について検討を加える必要があると考える。

Q：過去も同様の案件の際は、全て視察を実施してきたのか。

A：これまでも振り返ると、全て実施してきたものと思われる。

しかし、何が何でも必ず視察を実施しなければならないといったことではなく、審議会の判断で良いのではないかとと思われる。

OP：年間幾度となく発生する案件でもないため、今回は視察を実施しても良いのではないか。

OP：行政が持つ権能・責務を今後どのように位置づけていくかが課題である。このような企業に関する案件は我々の生活に直結するものであり、書類審査を厳正に行い、施設が稼動してから視察を実施すべきである。

会長：振興審議会による審査が適当であるか否かの課題はあるが、本案件における行政内部の審査以外にも、外部の町民によるチェック機能を持つといった目的を果たすためにも視察は必要と思われる。前から実施してきたため実施するものではない。

それでは、保育園の現状確認も考慮し、工場稼動後が適切であると考えられたため、現地視察については5月頃の実施としたい。

(2) 総合計画実施計画ローリングに係る今後のスケジュール等について

《事務局企画係長による説明》

★委員任期について

OP：現在は9月末までの任期となっているが、大変特殊である。可能な限り、4月1日からの任期としてもらいたい。

A：現状では条例改正も行っていないため、お示したフローとなっている。今後、任期始めを4月1日にするか5月1日にするか、または空白期間を設けることが可能であれば任命日をずらすなどの手立てを検討していきたいと思う。

OP：ベースとなる実施計画も策定されたわけなので、今後はこのような流れを繰り返していくものと思われる。そのためにも、任命時期については、検討願いたい。

A：現在の条例の任期「2年」を「2年以内」に改正、もしくは附則に明記するなどの作業が必要になってくると思われるので、検討していきたい。

OP：次回の委員改選時に「2年以内」と改正すれば、その次の委員の任命日は4月1日となりうる。

会長：本来であれば、合併協議の際に先を見通した条例設定をすべきであった。こういったものは先送りにせずに実施していただきたい。

A：本条例についても、合併協議中の忙しい最中設定したものであるため、今になってしわ寄せが来ている。また、他のものについても同様の状況が見受けられるものもある。

7 その他

●答申書の内容 => 本日の議論の内容と5月に実施予定の現地視察を踏まえたものを作成

Q：企業振興奨励金に係る案件の審査主体が振興審議会が良いのか否かについての表記は答申書に掲載しても構わないものか。

A：附帯意見として明記することが可能かどうか検討したいと思う。

8 閉 会

(11:30)